第三十一条第五項を同条第四項とする。

第三十二条中「第八百五十二条第三項」を削り、「おいては、同項中「第八百四十九条第一項」とあるのは、「資産流動化法第百二十条第六項において準用する第八百四十九条第一項」と読み替えるもの」を「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第五項	同項ただし書	第一項ただし書
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	資産流動化法第百二十条第三項の利益の返還を求める訴え
	株式会社等	特定目的会社
第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第百二十条第六項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

第三十四条中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に、「「第七百七条」を「「資産流動化法第百二十七条第八項において準用する第七百七条」に改める。

第三十五条の表に次のように加える。

第八百六十八条第四項	第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項	資産流動化法第百二十九条第二項において準用する第七百十八条第三項
並びに	及び	

第三十七条に次の一項を加える。

2　法第百三十八条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社

第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	資産流動化法第百三十八条第二項において準用する第八百四十九条第一項
	株式会社等	特定目的会社
第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第百四十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

第三十八条に次の一項を加える。

2　法第百四十七条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社

第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	資産流動化法第百三十八条第二項において準用する第八百四十九条第一項
	株式会社等	特定目的会社
第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第百四十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社